

○厚生労働省告示第四百七十二号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成二十年厚生労働省告示第五百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号を次のように改める。

- 二 胎児に低酸素状態が生じたものであつて、かつ、次に掲げるもののいずれかであること
 - イ 分娩監視装置が示す情報に異常が認められたもの
 - ロ 出生した者のアプガースコア一分値が三点以下であるもの
 - ハ 生後一時間以内の者に係る血液ガス分析における水素イオン指数が七・〇未満であるもの